

甲府市新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン  
(学校施設等スポーツ開放事業)

令和2年5月

(令和2年6月29日改訂)

(令和3年1月20日改訂)

(令和4年7月5日改訂)

(令和5年3月13日改訂)

学校施設等スポーツ開放の利用再開にあたり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、次のとおり、ガイドラインを定める。

**【1.3 密の回避】**

**(1) 換気設備の設置等（「密閉」の回避）**

- ① 一人あたりの必要換気量を確保する。換気設備は常時稼働させるとともに、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。
- ② 2方向の窓・扉を全開させる。全開が難しい場合は、30分～1時間に1回活動を休止し、10分程度の換気を行う。

**(2) 施設内の混雑の緩和（「密集」の回避）**

- ① 利用時間や利用者数は最小限とするように促す。
- ② 更衣室、ロッカー等においては最低1m(マスク着用のない場合は2m)の対人距離を確保することとし、距離が確保できなくなる人数の入室を禁止する。出来る限りゆとりを持たせ、人と人が触れ合わない距離での間隔を確保し、他の利用者との密になる事を避ける

**(3) 人と人との距離の確保（「密接」の回避）**

- ① ~~最低1m(マスク着用のない場合は2m)の対人距離を確保する。~~  
運動、スポーツの種類に関わらず、運動、スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から周囲の人と適切な距離を確保すること

- ② 近距離での会話や発声を避けるよう求める。

- ③ ~~大声での会話、応援等を行わないよう求める。~~

## 【 2. その他の感染防止対策 】

### (1) マスクの着用

- ① マスク着用について、~~利用者に協力をお願いする。ただし、運動中マスクを外す場合は、適切な距離（2m程度）を取るよう促す。は個人の判断に任せる~~

### (2) 手洗い・手指消毒

- ① 利用者の手指消毒、手洗いを励行する。

### (3) 体調管理とチェック

- ① 利用者は必ず事前に体温を測り、発熱（平熱より1℃以上を目安とする）、かぜ症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状がある場合は利用しないように呼びかける。

### (4) トイレの衛生管理

- ① 不特定多数が接触する場所（便座、スイッチ、洗浄レバー等）は、市販の漂白剤や消毒用アルコールを用いて清拭消毒を利用前後に行う。

### (5) 体育館ロビー等共有スペースのリスク軽減

- ① ~~一度に休憩する人数を減らし、対面での会話を避ける。（2mの対人距離を確保する。）~~
- ② ~~水分補給以外の飲食は全ての場所で禁止する。~~
- ③ 常時換気を行い、共用する物品は利用前後に清拭消毒を行う。

### (6) 喫煙スペースの使用制限

- ① 喫煙は全ての場所で禁止する。

### (7) 清掃・消毒

- ① 他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所を市販の漂白剤や消毒用アルコールを用いて利用前後に清拭消毒する。

トイレの便座、スイッチ、洗浄レバー、屋内施設のドアノブ、電気スイッチ、夜間照明スイッチ、鍵など

- ② ゴミは、全て利用者が必ず持ち帰るように求める。

## ~~(8) チェックリスト作成・確認・報告~~

- ~~① 感染症の感染拡大予防対策を適切に講じるため、各項目についてチェックリストシートを作成する。~~
- ~~② チェックシートの確認事項を、利用代表者と管理指導員が相互に確認し、利用代表者が管理指導員に提出する。  
チェックシートは利用代表者が作成し、2週間程度保管するとともに、提出を求めた際に提出できるようにする~~
- ~~③ 管理指導員は、毎月の実績報告書等と一緒にチェックシートをスポーツ課へ提出する。チェックシートの報告がないときは、スポーツ課へ随時報告する。~~
- ~~④ チェックシートの報告がない団体は、利用代表者へ連絡し、当分の間一時利用を停止とする。~~

## ~~(9) (8) 施設ごとの注意点等~~

- ① 体育館内の利用者数は100人までとする。
- ② ~~利用者はチェックシートで掲げる事項のほか、~~本ガイドライン及び国において示された競技別ガイドラインを遵守すること。
- ③ 利用後**2週間以内**に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、速やかにスポーツ課へ報告してください。